

台北における図書館・文献検索情報：入門編・四訂版

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院：教授

松本, 卓朗
九州大学大学院法学府：博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/4843911>

出版情報：Bulletin of the Society for Legal History. 23, pp.217-239, 2020-03-30. 法史学研究会
バージョン：
権利関係：

【文献目録】

台北における図書館・文献検索情報 一入門編・四訂版一

西 英 昭 ・ 松 本 卓 朗

はじめに

本稿は筆者が本誌第7号（2002年9月）、第11号（2007年2月）、第16号（2012年3月）に発表した旧稿をさらに改訂したものである。三訂版末尾に「そろそろ筆者よりもさらに若手の研究者によって「四訂版」が執筆されることを望みたい」（206頁）と述べてから早7年以上が経過したが、この間、本務校の博士後期課程に在籍する共著者が1年の台湾留学を終えて帰国したので、可能な限り新鮮な情報を提供すべく今回連名で四訂版を發表することとした。三訂版の際と同様読者の便宜を考え、情報が重複する事を承知で全体を改訂する形を取る。共著者の台北滞在中（2017年9月～2018年8月）に得られた情報で可能な限りの改訂を行うが、一部情報の古いまま再掲した箇所もあることをお許し頂きたい。また既に詳細な紹介が別途行われているものについてはそれに譲る⁽¹⁾。また以下ホームページをHP、データベースをDBと略記する。

I：主要図書館とその所蔵資料

I-i：はじめに

以下では台北における主要な図書館とその所蔵資料、及び検索システム、DB等を順に紹介する。

台湾ではオンラインによる検索システムが発達しており日本からでも検索可能であるが、繁体字が表示・入力出来る環境設定が必要となる⁽²⁾。現地で検索システムを利用するには注音符号に習熟しておくことと便利である。拼音での入力法もある。また倉頡輸入法など入力時間を短縮出来る入力法もある。

DB全盛の昨今、冊子体目録が手に取られることは大変少なくなっているが、現在でも参照されるべき貴重な情報源であることは言を俟たない。特に少し古い時代の文献を網羅的に探したい場合には大変重宝する。この時期のものはDBへの遡及入力が追いついていない、乃至は最初から放棄されているという場合もあるので、思わぬ文献にめぐり合うことも少なくない。機会があれば手にとって見られることをお勧めする⁽³⁾。

なお現地の開架式の図書館を実際に見て歩く場合には、台湾の図書分類法に通じておくと便利である。図書分類法は目録の編纂時にも用いられ、またDBを検索する際にも役立

つことがある。台湾で8割方の図書館が採用する「中國圖書分類法(賴永祥分類法)」⁽⁴⁾、少数派ではあるが「中國圖書十進分類法(何日章分類法)」⁽⁵⁾、また國家圖書館による最新の「中國圖書分類法」⁽⁶⁾の概要を知っておくと良い。

I - ii : 故宮博物院圖書文獻館 <http://www.npm.gov.tw/>

(交通: 捷運士林站より 255、304、紅 30 系統等バス、故宮博物院下車)

正面の本館ではなく、一番下の入口から向かって左上、一番手前にある建物が圖書文獻大樓である。開架部分には故宮出版の諸資料、主要参考書、叢書などがならぶ。善本室では善本古籍、檔案資料の閲覧が可能であり、資料の概要については HP で學習>圖書文獻館と進むと館藏查詢から検索が可能である。また善本古籍全文影像資料庫、清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件全文影像資料庫を始めとした様々な DB が提供されている⁽⁷⁾。利用にあたっては利用者登録が必要となる。

I - iii : 國家圖書館 <http://www.ncl.edu.tw/>

(交通: 捷運中正紀念堂站より徒歩)

1996年に國立中央圖書館から現在の名称に改称された。初めての閲覧者には受付で閲覧証を発行してくれるので、パスポートとともに証明用写真を持参すると良い。大部分の図書は閉架式で利用者も多く出納に時間がかかるため、他の図書館で閲覧出来ない資料に絞って閲覧するのが賢明かも知れない。善本は善本室(4F)に別置、また法律室(5F)では本稿で紹介した法令集・判決例集・政府刊行物・統計・主要な学位論文等のほぼ全てが開架で閲覧に供せられており、その他関連参考書籍(一部分のみ、日本語書籍も含む)、関連新聞記事のスクラップなども揃えられていて、現行台湾法に関する情報を最も効率的に収集することが出来る。日韓文閲覧室(6F)には数は少ないが戦前の和書も所蔵される⁽⁸⁾。

数ある検索システムでも國家圖書館 HP のものは利用価値が高い。「資源查詢」にある「館藏目錄查詢系統」は國家圖書館の蔵書、「臺灣博碩士論文知識加值系統」は博士・修士論文、「臺灣期刊論文索引系統」は雑誌掲載論文、「臺灣人文及社會科學引文索引資料庫」は人文・社会科学系諸文献、「全國圖書書目資訊網(NBINet)」は台湾内各図書館の蔵書、「臺灣書目整合查詢系統(SMRT)」はメタデータ、「古籍與特藏文獻資源」は線装本・善本の検索システムである。まずはこれらのDBを使いこなすことから始めるのが文献の効率的な収集に資するであろう。他にも1911~1949年刊行の諸文献を電子データ化して公開している臺灣華文電子書庫(Taiwan e-Book) (<http://taiwanebook.ncl.edu.tw/zh-tw>) もある。

I - iv : 中央研究院 <http://www.sinica.edu.tw/>

(交通: 捷運南港站より 212 直行、270、藍 25 系統バス、中研院下車)

傅斯年圖書館（歴史語言研究所附設、<http://lib.ihp.sinica.edu.tw/>）は内閣大庫檔案を始め線装本のコレクションでも有名である。同所のDB構築は進捗著しく「漢籍電子文獻資料庫」（<http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/ihp/hanji.htm>、二十五史・十三経を始めとする漢籍のDB）、「内閣大庫檔案」（<http://archive.ihp.sinica.edu.tw/mctkm2/index.html>）を始め様々なDBがあり、免費使用と授權使用の別がある。内部使用限定のものについては現地図書館で利用可能である。郭廷以圖書館（近代史研究所⁹附設）では本館資料のほか、近代史研究所檔案館（<http://archives.sinica.edu.tw/>）所蔵の外交檔、經濟檔も利用価値が高い。臺灣史研究所（<http://www.ith.sinica.edu.tw/>）は台湾に関する研究書、諸資料の整備を精力的に進めている。現在図書館については、臺灣史研究所を含む5つの研究所の共同図書館として人文社會科學聯合圖書館（<http://hslib.sinica.edu.tw/>）が設置されており、臺灣史研究所檔案館（<http://archives.ith.sinica.edu.tw/>）においては引き続き精力的に関連史料の収集が行われているほか、「臺灣史檔案資源系統」（クリックの後、画面右下の「+MORE」をクリックすると全リストが表示される）、「臺灣研究古籍資料庫」、「臺灣總督府公文類纂查詢系統」、「臺灣日記知識庫」、「臺灣文獻叢刊資料庫」、「臺灣總督府職員録系統」等有用なDBが多数提供されている。利用については事前申請が必要なものもあるので確認されたい。民族學研究所圖書館（<https://www.ioe.sinica.edu.tw/library>）も台湾に関する資料を多く揃えており、日本統治時代の資料も所蔵する。法律學研究所（<http://www.iias.sinica.edu.tw/>）は2004年に法律學研究所籌備處として設置されたものが2011年7月に正式に研究所となったもので、現行台湾法研究の中心の一つとして活動している。

I - v : 國立臺灣圖書館 <http://www.ntl.edu.tw/>

（交通：捷運永安市場站より徒歩）

旧来は捷運忠孝新生站北側、光華市場の斜向かいにあったが、2004年に現地に移転し、2013年には旧来の「國立中央圖書館臺灣分館」から現在の名称に改められ面目を一新した。2007年には「臺灣學研究中心」が設置され、旧臺灣總督府圖書館¹⁰蔵書、南洋文庫¹¹等が所蔵されている。同館臺灣學研究中心HP（國立臺灣圖書館HPの認識本館>臺灣學研究中心）上には「臺灣學數位圖書館」DBがある。ここに収録されるDBは台湾における各研究機関所蔵の戦前の日本語文獻の横断検索である「日文舊籍臺灣文獻聯合目錄」、國立中央圖書館臺灣分館期に出版された目錄をDB化した「臺灣文獻期刊論文索引」・「臺灣文獻資料聯合目錄」、以前から進められていた史料のマイクロフィルムをさらにデジタル化した「日治時期圖書影像系統」・「日治時期期刊影像系統」、南方資料をデジタル化した「館藏南方資料影像系統」、さらには「館藏舊籍日本文獻影像系統」（以上の影像系統は利用申請が必要）など、大変利用価値が高い。同台湾資料の原本は昨今ほぼ複写禁止（持出も厳禁）であるが、最近ではデジタル化が進んでいるため、最新状況をカウンターで確認の上で対応されたい¹²。なお台湾関係の資料以外にも戦前の中国語文獻も多く所蔵している¹³。

I - vi : 國立臺灣大學圖書館 (本館) <http://www.lib.ntu.edu.tw/>

(交通: 捷運公館站より徒歩)

旧臺北帝國大學蔵書については國立臺灣大學が継承している。戦前各研究所単位で蔵書が分有されていたことに加え、戦後度重なる移管のなかで相当な行方不明図書が発生し、各研究所の旧図書分類に関する知識も失われた。臺灣大學所蔵図書の移管過程を完全に把握している当事者はいないのが実情である。台湾関係については現在の新圖書館棟の建設に伴い旧歴史系、人類學系、特藏組等の蔵書が一括して同 5F 特藏組に集められており(書庫への入庫は不可)、中國圖書分類法による分類番号の振りなおしが行われた結果、張寶三主編『臺灣大學圖書館藏珍本東亞文獻目錄—日文臺灣資料篇』(國立臺灣大學出版中心・2005)としてまとめられた⁽¹⁴⁾。「特色館蔵」(<http://speccoll.lib.ntu.edu.tw/>)では國立臺灣大學の有する貴重コレクションの紹介・検索システムなどが充実しており、一見の価値がある。また「台灣歴史數位圖書館」(<http://thdl.ntu.edu.tw/THDL/RetrieveDocs.php>)や「深化臺灣核心文獻典藏數位化計畫」(<http://dtrap.lib.ntu.edu.tw/>)も充実している。なお正面左手奥の地下に臺灣大學出版中心書店があり、同出版中心刊行の書籍を購入することが出来る。

I - vii : 國立臺灣大學圖書館 (萬才館法律學院圖書館)

<http://www.lib.ntu.edu.tw/node/1941>

(交通: 捷運科技大樓站より徒歩)

徐州路のキャンパスにあった旧法學院圖書館は法律學院のキャンパス移転完了により閉館し、現在は公館キャンパス(といっても公館站より科技大樓站からの方が近い)の法律學院圖書館・社會科學院辜振甫先生紀念圖書館(<http://web.lib.ntu.edu.tw/koolib/>)等に旧法學院圖書館の図書が所蔵されている。一部の図書は徐州閉架書庫として旧法學院圖書館(旧臺北高等商業學校、旧臺北帝國大學文政學部政學科等⁽¹⁵⁾の資料が地下一階に集められ、旧國際十進法圖書分類に基づき配架されていた)に残っており、閲覧を希望する場合には圖書館のHP(外部からでも閲覧申請可能)またはカウンターで閲覧申請をする必要がある。図書の受取りは公館キャンパスの社會科學院辜振甫先生紀念圖書館で行う。図書の取寄せに数日かかるため、事前に閲覧申請手続をしておくのが望ましい。

I - viii : 國史館 <https://www.drnh.gov.tw/>

(交通(臺北館區): 捷運西門站より徒歩)

(交通(新店館區): 捷運新店站より綠5、647、650系統バス、國史館下車)

主として南京政府時期以降の中華民國各政府機關に関する檔案や政治家等著名人の個人檔案を所蔵する著名な檔案館である。1973年より新店において業務を行っていたが、2010

年より台北市内、総統府の裏手にあった旧臺灣總督府交通局遞信部の建築に臺北館區を設けて現在2箇所にて業務が行われている。既に電子化された檔案については臺北館區數位檔案閱覽室において、原件のままの檔案については新店館區原件檔案閱覽室での利用となるようであるが、いずれにせよ國史館 HP にある「國史館檔案史料文物查詢系統」(<https://ahonline.drnh.gov.tw/>) においてまずは検索を行うことになる(主要な檔案の解説も同 HP にある)。新店館區は台北市内からは遠く、また閱覽は原則として事前予約を必要とし、檔案の出納回数や閱覽數量にも制限があるため、周到に計画を立ててから訪問されることをお勧めする⁽¹⁶⁾。

また2002年より旧臺灣省文獻委員會は國史館臺灣文獻館と名称を改め國史館の一部となった。同館には主として臺灣總督府檔案を始めとした植民地統治時期の檔案が多く所蔵されている。まずは同館 HP (<https://www.th.gov.tw/>) にて所蔵檔案を検索されたい。既に電子化された檔案については、その原件は原則閱覽に供されない。閱覽室は南投市中興新村にあるが、台北から気軽に日帰り出来る距離ではないので、これまた周到な計画を立ててから訪問されたい。資料によってはDBを通して現地まで行かなくても閱覽出来るものもある。

I - ix : 中國國民黨文化傳播委員會黨史館 <http://archives.kmt.org.tw/>

(交通：276系統等バス中影八德大樓下車)

八德路二段232~234號4FとMRTの駅からはいずれも少し遠いところにある。中国国民党が保存してきた数多くの貴重な檔案を有する。同館 HP の「館藏檔案目錄檢索系統」(<http://archives.kmt.org.tw/>) において検索を行うことが出来る。ただ2019年8月より「實體史料調閱無限期暫停」との掲示があり、当面は既に電子化された檔案のみの閱覽となるようであるが、予断を許さない。閱覽日・公開時間とも限られているので、事前によく確認されたい。

I - x : 國家發展委員會檔案管理局 <https://www.archives.gov.tw/>

(交通：捷運新莊副都心站より徒歩)

戦後台湾の各政府機関の公文書を収集・保存する機関であり、申請の上で資料を閱覽することが出来る。申請条件・申請方法等はHP上に詳しく解説されている(國家檔案>國家檔案應用>國家檔案閱覽中心)。所蔵資料内容についての概要もHP上に解説(國家檔案>國家檔案典藏>國家檔案概要)があり、また「國家檔案資訊網」「機關檔案目錄查詢網」といったDBにより検索することも可能である。なお各機関のDBを横断検索出来る「檔案資源整合查詢平台」(<https://across.archives.gov.tw/>)もある。所謂ナショナル・アーカイブと称すべき機関であるが、既存の諸機関との関係は錯綜しており、台湾の檔案行政の

先行きに注目が集まっている⁽¹⁷⁾。ゆくゆくは國家檔案館が建設される予定で準備が進められているようである。

II：書店について

中国・台湾史関係の書籍についてはやはり樂學書局（金山南路二段 138 號 10 樓之 1）が最も充実している。台湾関係では南天書局（羅斯福路三段 283 巷 14 弄 14 號、<http://www.smcbook.com.tw/>）、台灣的店（新生南路三段 76 巷 6 號、<http://www.taiouan.com.tw/>）が有名である。唐山書店（羅斯福路三段 333 巷 9 號 B1F）も台大界限の古くからの書店として著名である。現行台湾法制の書籍については三民書局（重南店（重慶南路一段 61 號）、復北店（復興北路 386 號）、<http://www.sanmin.com.tw/>）、墊腳石圖書文化廣場（台北重南店（重慶南路一段 3 號）、<http://www.steppingstone.com.tw/>）、瑞興書局（龍江路 257 巷 23 號）、漢興書局（中華路一段 85 巷 16 號）が充実している。政府出版物は三民書局で扱うほか、國家書店（松江路 209 號、<http://www.govbooks.com.tw/>）でも品揃えは良い。また臺灣商務印書館（<http://www.cptw.com.tw/>、2018 年に新北市新店區民權路 108 之 3 號 5F へ移転）の出版物にも僅かながら法制関係が含まれる。重慶南路は書店街として夙に有名である。現在一般書籍を扱う書店で精力的に店舗を展開するのは誠品書店（信義店（松高路 11 號）・敦南店（敦化南路一段 245 號）・台本店（新生南路三段 98 號：臺灣大學正門対面）など、<http://www.eslitebooks.com/>）、金石堂書店（汀州店（汀州路三段 184 號 B1F）、信義店（信義路二段 196 號）、和平店（羅斯福路二段 41-49 號 B1F）など、<https://www.kingstone.com.tw/>）である。書店としては老舗の學生書局（和平東路一段 75 巷 11 號）、水準書局（浦城街 1 號）もある。法学関係の書籍を扱う出版社には元照出版（館前路 28 號 7F、<http://www.angle.com.tw/>）、臺灣本土法學雜誌社（武昌街一段 1-2 號 5F、<http://www.taiwanlaw.com.tw/>）、五南圖書出版（<http://www.wunan.com.tw/>）、新學林圖書出版（<http://www.sharing.com.tw/>）、翰蘆圖書出版（<http://www.hanlu.com.tw/>）、一品文化出版社（<http://bestbook-37.blogspot.com/>）、文笙書局（<http://www.winsoon.com.tw/>）などがある。

中国大陸書では問津堂書局（実体店舗はなくなりインターネット店舗のみ、<https://www.pcestore.com.tw/askforbooks/>）、秋水堂書局（羅斯福路三段 333 巷 14 號 B1F）、山外圖書社（羅斯福路三段 293 號 B1F）、萬卷樓圖書（羅斯福路二段 41 號 6F-3）、明目書社（温州街 64 號）、結構群文化（新生南路三段 98 巷 1 號）、聯經書房・上海書店（新生南路三段 94 號）、若水堂大陸圖書（新生南路三段 98 號 4F（誠品書店台本店 4F））などがある。

台北の古書店⁽¹⁸⁾は一般書を扱う店が殆どである。牯嶺街には松林書局（牯嶺街 17 號）、人文書舍（牯嶺街 62-2 號）、新舊書屋（牯嶺街 62-1 號）、書香城（牯嶺街 64 號）があり、公館付近には古今書廊二手書店（羅斯福路三段 244 巷 23、17 號）、雅舍二手書店（羅斯福

路三段 266 號 2F、同 333 巷 4 號 2F)、公館舊書城 (汀州路三段 130 號)、雅博客二手書店 (台大店 (新生南路三段 76 巷 9 號 1F))、茉莉二手書店 (台大店 (羅斯福路四段 40 巷 2 號 1F))、師大店 (和平東路一段 222 號 B1F))、華欣書店 (台大店 (新生南路三段 54-5 號))、師大店 (師大路 125 號 B1F)) がある。そのほか胡思二手書店 (士林店 (中正路 235 巷 44 號))、南西店 (赤峰街 41 巷 7 號)) などがある。

また台湾内の中長期滞在者向けではあるが、インターネットを利用した書籍の購入も便利である。オンラインショッピングサイトのうち、書店系では博客來 (<https://www.books.com.tw/>)、誠品網路書店 (<http://www.eslite.com/>)、三民網路書店 (<https://www.sanmin.com.tw/>)、墊腳石購物網 (<https://www.tcsb.com.tw/>)、金石堂網路書店 (<https://www.kingstone.com.tw/>) などがある。法学関係の出版社系では前述の元照出版 (<http://www.angle.com.tw/>) や新學林圖書出版 (<http://www.sharing.com.tw/>)、五南圖書出版 (<http://www.wunan.com.tw/>) などがある。ショッピング一般では PChome 線上購物 (<https://shopping.pchome.com.tw/>)、Yahoo 奇摩購物中心 (<https://tw.buy.yahoo.com/>) などでも書籍が購入出来るほか、古本を専門に扱う TAAZE 讀冊生活網路書店 (<https://www.taaze.tw/>) がある。近年ではオークションや個人売買の形態で書籍が出品・販売されていることも少なくなく、例えば露天拍賣 (<https://www.ruten.com.tw/>)、Yahoo 奇摩拍賣 (<https://tw.bid.yahoo.com/>)、蝦皮購物 (<https://shopee.tw/>) などがある。基本的には台湾内の郵送となるが、サイトによっては海外発送に対応しているものがある。また実体店舗で取置き・受渡しの対応をしてくれるものもあるため、詳細は各 HP にて参照されたい。なお上記のサイトは台湾において比較的よく利用されているためここで紹介をしたが、取引の安全性・信頼性を保証するものではない。とりわけ個人取引についてはトラブル等に巻き込まれないよう、利用時に一層の注意を払われたい。

III：学会関連

台湾史研究全体を俯瞰する学界回顧として林玉茹・李毓中 (森田明監訳)『台湾史研究入門』(汲古書院・2004) を挙げる事が出来る。このほか『臺灣史研究文獻類目 (2004 年度分より毎年)』(中央研究院臺灣史研究所・2005～) もある。法制史関連では法制史學會が『法制史研究』、台湾法律史學會が「臺灣法律史叢書」第一巻として『台湾法律史研究的方法』(學林文化事業・2000) を刊行している。また中央研究院歴史語言研究所 (<https://www2.ihp.sinica.edu.tw/>) には「法律史研究室」(<http://proj1.sinica.edu.tw/~leghist/>) が設置されており、関連情報の発信を行っている⁽¹⁹⁾。また契約文書資料集も続々と刊行されておりもはや枚挙に暇がない。臺灣大學刊行の『淡新檔案』は 36 巻まで刊行され、原本の DB 化も行われている (深化臺灣核心文獻典藏數位化計畫 (<http://dtrap.lib>

ntu.edu.tw/) 参照) (20)。日本における台湾関係の学会として最大のものは日本台湾学会 (<http://jats.gr.jp/>) であるが、法律関係の話題が取り上げられることは少ない。現行台湾法に関しては日本台湾法律家協会 (<http://jptwlaw.org/>) があり、機関誌『日本台湾法律家協会雑誌』が刊行されている。また家族法に限ってはあるが新・アジア家族法三国会議が日本・台湾・韓国の研究者及び実務家により組織され、毎年の国際会議の内容を日本加除出版より出版している。

IV：日本植民地統治時期台湾法制の調べ方

IV-i：基本文献

この時代を扱う際の必読文献として外務省編『外地法制誌』第三卷「台湾の委任立法制度」・第四卷「律令総覧」・第五卷「日本統治下 50 年の台湾」・第六卷「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律の議事録」(文生書院(復刊)・1990)がある。第三卷は六三法・三一法・法三号による委任立法制度を概観する。第四卷は主要な律令を集めており、主要法令集として用いることが出来る。第五卷は題名どおりこの時期の概観、第六卷は六三法・三一法・法三号の議事録を収録するものである。台湾における代表的な研究には黄静嘉、王泰升らの著作がある(21)。

IV-ii：法令集

植民地時期台湾法制は大変に複雑な法令体系を有する。台湾に関係するものには日令・法律・勅令・律令・府令・訓令・告示・達・州(庁)令がある(22)。臺灣總督府が制定するものは基本的には『臺灣總督府府報』(明治 29 年 8 月 20 日～昭和 17 年 3 月)(『臺灣日日新報』付録)(後に『臺灣總督府官報』(昭和 17 年 4 月～同 20 年 10 月))に掲載されるが、内地側で発表されるものもあることを考えるとやはり『法令全書』での確認も必要となる。また地方におけるものは『廳報』『州報』で確認することとなる。

法令集としてはやはり臺灣總督府編纂のものが正式なものと言えるであろう。それらは總督府文書課『臺灣總督府例規類抄』(明治 28、29 年)、臺灣總督府『臺灣總督府法規提要』(明治 32、大正 1、3、5 年)、台湾總督府『臺灣法令輯覽』(大正 7、9、10、12、15、昭和 3、4、8、17 年)、臺灣總督府『臺灣法令輯覽追録』(大正 12、13、昭和 3 年)として刊行されており、必要とする時代のものを参照することとなる。また臺灣總督府法務部員編『臺灣司法例規』(臺法月報發行所・1924)もある。こうした法令集は所蔵される図書館に限られるが、比較的容易に手にすることが出来るものとして、台湾日日新報社編『改定増補臺灣六法』(1934 年底本・緑蔭書房・1999)がある。また各分野の法令集には『臺灣總督府営林局法規提要』(1917)などがあり、地方法令集には『高雄州例規』(1923)などがある(23)。

IV-iii：判例集

植民地時代の裁判制度は三審（地方・覆審・高等、明治29年5月～）→二審（地方・覆審、明治31年7月～）→三審（地方・高等（覆審部・上告部）、大正8年8月～）という変遷をたどっており、自らが必要とする時期の裁判制度をまず知っておくことが必要である。

判例集として現在最も便利なものは、台湾総督府覆審・高等法院編纂『覆審・高等法院判例』（全12巻・文生書院・1995）、同『覆審・高等法院判例（補遺）』（全2巻・文生書院・1997）である。これは『覆審法院判例全集』『高等法院判例全集』や『法院月報』『臺法月報』収録の判例を復刻、補遺は『臺灣慣習記事』所収の判例を復刻したものであり、現存する主要な判例集を一括して見る事が出来る。内容は要旨だけのものや判決文を収録したものなど分かれるが、これは復刻対象の原本の編集方針・体裁が不統一であることによるものであって、復刻した側の責任ではない。

判決原本は現在台湾において鋭意整理が進められ、その状況は王泰升「旧台湾総督府法院司法文書の保存と利用」（林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』（信山社・2003））等において逐一報告されてきた。そしてこれらは2008年に至り「日治法院檔案資料庫」（http://tcra.lib.ntu.edu.tw/tcra_develop/）として公開され、順次バージョンアップされている。利用に関しては臺灣大學圖書館宛に申請されたい。同史料をめぐる論文集も出版されている⁽²⁴⁾。

IV-iv：主要雑誌

この時代の法制を考える上での基本資料は何と言っても『臺法月報』である。この雑誌は『臺法月報』（第一次：明治38年6月～同39年11月）、『法院月報』（明治40年6月～同43年12月）と名を変え、『臺灣慣習記事』（明治34年1月～同40年8月）及び『臺灣監獄月報』（明治40年3月～同43年12月）を吸収した後『臺法月報』（第二次：明治44年1月～昭和18年11月）として終戦近くまで刊行されたものであり、当時の台湾法制に関する議論の場として中心的な役割を果たしたものである。現在では中島利郎・宋宜静編『『台法月報』総目録』（緑蔭書房・1999）が刊行されており、容易にその記事を検索出来るが、現物の閲覧となると一部日本国内に所蔵がないものも存在する。ほかにも台湾史研究の基本資料である『臺灣時報』や『臺灣警察時報』にも法制関係の記事は多く含まれており、参照の価値を有する。これらについてもそれぞれ中島利郎『『台湾時報』総目録』（同・1997）中島利郎『『台湾警察協会雑誌』『台湾警察時報』総目録』（同・1998）が存在する。勿論『臺灣日日新報』といった基本的な新聞にも、関係記事が掲載される。近年では『臺法月報』や『臺灣時報』、『臺灣日日新報』等はDB化されており、丸善雄松堂が総代理店となっている（http://kw.maruzen.co.jp/ln/ec/ec_transmission01.html）。

IV-v : 公文書

この時代の公文書の集成として台湾総督府檔案がある。この史料本体は現在國史館臺灣文獻館に保存されており、申請の上閲覧・利用が可能である。概要については國史館臺灣文獻館編『臺灣總督府檔案之認識與利用入門』（同館・2002）、同館編『國史館臺灣文獻館典藏日治與戰後之檔案圖錄』（同館・2002）で知ることが出来る。また以前からこの史料群の整理に取り組んできた中京大学のグループにより檜山幸夫編『台湾総督府文書目録』（ゆまに書房・1993～、27巻（2009年）において明治編が完結、大正編の最新は30巻）、檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究』（ゆまに書房・2003）などが刊行されている。この史料群は既にDB化されており（<http://sotokufu.sinica.edu.tw/>）、日本である程度の下調べをしてから現地に赴くことが出来る。また臺灣省文獻委員會『日據初期司法制度檔案』（臺灣省文獻委員會・1982）のように資料を一部翻訳して編纂した資料集もある。

IV-vi : 資料館など

日本国内で対応する史料群には国立公文書館（<http://www.archives.go.jp/>）、外務省外交史料館（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/>）、アジア歴史資料センター（<http://www.jacar.go.jp/>）所蔵の公文書群がある。

各地図書館に所蔵される関係資料の目録としてはアジア経済研究所『旧植民地関係機関刊行物総合目録 台湾編』（同所・1973）がある。また旧帝大・旧高商系大学を中心に植民地時期台湾に関係する資料が多く所蔵されており、各大学編纂の文献目録も参照出来る⁽²⁵⁾。国立国会図書館（<http://www.ndl.go.jp/>）、東洋文庫（<http://www.toyo-bunko.or.jp/>）、各官庁図書館、各地方公共団体図書館の蔵書にも関連書籍が含まれており、その他特殊文庫として台湾総督を務めた内田嘉吉の蔵書を引き継いだ内田文庫（東京都立千代田図書館蔵、<https://www.library.chiyoda.tokyo.jp/findbook/collection/uchida/>）、臨時台湾旧慣調査会の蔵書（洋書）を引き継いだ台湾文庫⁽²⁶⁾（東京大学法学部研究室図書室蔵）なども利用出来る。

論文の検索については、現在の研究状況に加え、当時の論文も史料として検索する必要がある。また内地法令の状況、学説状況も検討対象となるため、日本近代法史の知識も欠かせない。現在の研究論文の検索には国立国会図書館オンラインや国立情報学研究所のCiNii（サイニー）など各種DBや過去刊行された文献リスト（例えば『法制史文献目録』I・II・III（法制史学会・1962、1983、1997）（毎年の雑誌『法制史研究』巻末に文献リストがある。また1990年以降のものについては法制史学会HP（<https://www.jalha.org/>）にて検索可能）など）に数多くあたり、可能な限り利用することが必要である。特にオンライン上のDBのみを参照して事終われりとするのは危険である。カード目録や冊子体の目録にも隅々まで目を通し、あらゆるリソースをすべて動員することが必要である。また

戦前の論文検索には『明治・大正・昭和前期雑誌記事索引集成』（皓星社・1994～1999）があり、さらにこれら目録の遡及入力を元に現在では「雑誌記事索引集成データベース ざっさくプラス」（有料、<https://zassaku-plus.com/>）が作成されており大変便利である。同DBはまだ完成途上であるが、未収録の論文でも同社HP（<http://www.libro-koseisha.co.jp/top01/main01.html>）で著者名検索を行い、収録巻号・頁数を調べることが可能、また同社の『日本人物情報大系』（皓星社・1999）は人物の検索に便利である。

また戦後台湾関係者相互の連絡を図ることなどを目的として設立された一般財団法人台湾協会（<http://www.taiwankyokai.or.jp/>）は図書館を有しており、台湾関係の書籍を収集するとともに、会報『台湾協会報』を発行している。同会報には往時の回顧など台湾史に関する情報も掲載される場合がある。

IV-vii：旧慣調査関係

臨時臺灣舊慣調査會による旧慣調査⁽²⁷⁾の結果編纂された『臺灣私法』（同会・1910～1911）、『清國行政法』（同会・1914～1915）は、中国法制史研究の際の重要な基本史料の一つとすることが出来るが、十分な史料批判のもとに扱われるべきテキストである⁽²⁸⁾。また原住民については同会によって『蕃族調査報告書』（1913）、『番族習慣調査報告書』（1915）、『臺灣蕃族圖譜』（1915）、『臺灣蕃族慣習研究』（1921）が刊行されており、またその法制史に関する研究では増田福太郎による研究が存在する。戦後も原住民研究は人類学方面を始め活発に行われているが、法制史においてこれを扱うものは少ないと言えよう。今後の研究が望まれるところである。

V：台湾現行法の調べ方

V-i：はじめに

台湾における現行法は、日本の植民地支配終了後、当時の中華民國政府の台湾接收により実施された中華民國法、特に南京政府時期に制定された一連の法典をその母体とする。清朝末期の近代的法典の編纂以来、中華民國の立法には日本からの影響も大きく、また第二次世界大戦以前には日本の多くの機関が研究を行っていた⁽²⁹⁾。また戦後の中華民國法には戦後の戒嚴令（1949～1987年）、動員戡亂時期（～1991年）⁽³⁰⁾法制の影響も少なくなかった。近年の改革では新たに制定・改正された法律も多く、分野によってはわずか一年前の情報が役に立たない。現行法を知ろうとする場合には常に最新の情報を入手することが重要であり、文献を利用する際には書かれた時期に注意する必要がある。また最近は多くの台湾法関連情報についての入門文献があるので併せて参照されたい⁽³¹⁾。

以下では法源・立法過程・裁判制度を概観しておく。法源には成文法源として憲法（以下憲と省略、中華民國憲法増修條文は増と省略）、法律（憲第170條）、命令（緊急命令（増

第2条3項)、法規命令・行政規則(行政程序法第150条以下)、職権命令(中央法規標準法第7条)、特別命令)、自治規章(増第9条)、條約(憲第63条)があり、不成文法源として慣習法、法規解釋(大法官解釋(以下釋と省略)等。釋第2、174、185、188、371、137、216號を参照)、一般法律原則がある。

なお近年の司法改革によって重大な変更が生じている。過去台湾では判例と判決は旧法院組織法第57条の規定により区別され、判例は法源となる一方で一般に判決は法源とはならないとされてきたが、2018年12月の法院組織法の大改正により旧第57条は削除され、旧来の判例は正式な法源としての地位を失った。同改正により最高法院・最高行政法院には新たに大法庭が設置され、過去の最高法院・最高行政法院の見解と異なる法的見解が認められた際に案件がこの大法庭に移送される制度が採られるに至った。同改正法は2019年7月4日より施行されている。

また大法官解釋についても重要な変更が行われた。旧来の大法官解釋は憲法解釈や法律の統一解釈について司法院大法官が行う解釈とされ、具体的には司法院大法官審理案件法がこれを規定していた(なお同法の旧法にあたる司法院大法官會議法のもとでは同解釈は大法官會議解釋と称されていたが効力に差異はなかった)が、同法は2018年12月抜本的な改正の上で名称も「憲法訴訟法」と改められ、大法官が扱う審理・審査についてこれを全て會議方式ではなく裁判方式で行うこととなった。また新たにドイツを参考とした違憲審査制度が導入され、その審理過程も透明化されることとなった。同改正は2022年1月4日より施行される予定である。それまでに公布される大法官解釋については引き続き有効とされる。

台湾における最高立法機関は立法院(<http://www.ly.gov.tw/>)である(憲第62条)。法律案の提出は行政院(<http://www.ey.gov.tw/>)・司法院(<http://www.judicial.gov.tw/>)・考試院(<http://www.exam.gov.tw/>)・監察院(<http://www.cy.gov.tw/>)に認められており(それぞれ憲第58条2項、釋第175號、憲第87条、釋第3號)、立法委員による法律案の提出も可能である(具体的手続については立法院議事規則第7~12条が規定をおく)。

立法院に提出された法律案は第一・第二・第三讀會の審議過程を経なければならない。法律案はまず程序委員會に送られ、標題朗讀後に関係する委員會に送られ審議される(立法院職權行使法第8条)。第二讀會では、順次・逐次に条文の内容が検討され、審査意見や原案要旨につき広範な討論が行われる(同法第9条)。第三讀會では、議案内容の相互抵触や憲法・法律との抵触がない限り、文字の修正に止められる(同法第11条)。

法律案は可決後直ちに總統及び行政院院長に移送され、特別の事由が無い限り總統はこれを10日以内に公布しなければならない(憲第72条)。公布は行政院院長の副署を得て總統がこれを行う(憲第37条)。もし立法院の議決する法律案が執行困難と行政院が判断する場合、行政院は立法院に対し再議請求を行うことが出来る(増第3条第2項2款)。

裁判所（台湾に於いては法院と呼ばれる）としては、法院組織法の規定により最高法院（<http://tps.judicial.gov.tw/>）・高等法院（台湾高等法院及びその分院（金門・高雄・台南・台中・花蓮））・地方法院（台北・新北・士林・桃園・新竹・苗栗・台中・南投・彰化・雲林・嘉義・台南・高雄・橋頭・屏東・台東・花蓮・宜蘭・基隆・澎湖・連江・金門）の3種が設置されている（各法院のHPは司法院のHPにリンクがまとめられている）。また行政訴訟に関しては行政法院組織法の規定により最高行政法院（<http://tpa.judicial.gov.tw/>）・高等行政法院（台北・台中・高雄）の2種が設置されている。なお行政法院組織法の行政法院ではないが、地方法院行政訴訟庭も行政法院に含まれる（行政訴訟法第3條の1）。また公務員に対する懲戒を担当する機関として公務員懲戒委員會（<http://tpp.judicial.gov.tw/>）が設置されており、軍事審判に関しては軍事法院が設置される。詳細はそれぞれ公務員懲戒委員會組織法、軍事審判法がこれを規定する。さらに専門的な事件を扱う法院として、知的財産権関連の事件を扱う智慧財産法院や、少年事件・家事事件を扱う少年法院・家事法院がある。詳細はそれぞれ智慧財産法院組織法、少年及家事法院組織法がこれを規定する。

V-ii：法令集

台湾では『最新綜合六法全書』（三民書局）、『月旦六法全書』（元照出版）、『新編六法參照法令判解全書』（五南圖書出版）など複数の出版社から六法全書が刊行されており、分野別・簡明版などの六法も数多く出版されている。分野ごとの関係法令集はまさに枚挙に暇が無い。日本語訳の法令集は過去いくつか刊行されたが、残念ながら既に古くなってしまっている。

こうした法令、法規命令・行政規則は公報に掲載される。公報は五院（立法院（別冊として『法律案專輯』も刊行）・司法院・行政院・監察院・考試院）、及び各部のものがある。（うち『法務部公報』は『司法專刊』（～民國63年7月）→『司法行政部公報』（民國63年10月～）→『法務部公報』（民國69年7月～）と名称を変更しているので注意）調査対象によっては必要に応じて所轄の部の公報を参照することとなる。

V-iii：“判例”集

先に説明したとおり2019年7月より判例は正式な法源としての地位を失ったが、それまでに多くの判例集が刊行されている。なお判例は正式の地位は失ったものの、旧来の判決と同様一定の地位はもちろん有するわけであり、参照する価値が完全になくなったわけではないことに注意する必要がある。以下に主要なものを紹介しておく。

最高法院判例の要旨を掲載するものとして『中華民國裁判類編』（國立臺灣大學・政治大學判例研究委員會・正中書局（民事法・刑事法）及び臺灣書店（行政法）・1976）、『最高法院判例要旨』（過去9回刊行、民國16～94年）がある。最新版は最高法院HP

(<http://tps.judicial.gov.tw/>の首頁>資訊查詢服務>過往判例(即裁判先例)>判例要旨)からダウンロード可能である。近年は司法改革の一環として『最高法院民刑事裁判選輯』(民國69~79年、民國79年以降は民事・刑事を分けて刊行)が刊行されるようになり、地方法院の判決例集である『民刑事裁判書彙編』(民國79年以降各年、民事刑事を分けるものもある。高等法院及びその分院、地方法院のものがある)とともに少年犯罪・性犯罪以外の案件についての全面公開がなされている⁽³²⁾。

大法官解釋については『大法官會議解釋彙編』(三民書局・2011(增訂9版))⁽³³⁾があり、最高法院民刑事庭會議については『最高法院民刑事庭會議決議暨全文彙編(中華民國17年至92年)』(最高法院・2003)があり(最新版は最高法院HP(<http://tps.judicial.gov.tw/>の首頁>資訊查詢服務>決議彙編)からダウンロード可能である)、行政法院のものとして『行政法院判例要旨彙編』(民國22年~民國88年2月)、『行政法院裁判要旨彙編』(民國71年~、各年)、『行政法院裁判書彙編』(民國79年~、各年)がある。

V-iv: その他

V-iv-1: 統計、目録、雑誌

各種統計としては『中華民國刑案統計』⁽³⁴⁾(内政部警政署刑事警察局)、『司法統計月報』(司法院)、『司法統計年報』⁽³⁵⁾(司法院)、『台灣司法統計專輯』(民國45年~・台灣高等法院)、『法務統計月報』(民國82年7月~・法務部)、『法務統計年報』(民國87年~・法務部)、『台灣法務統計專輯』(民國69年~、台灣高等法院檢察署)がある。

立法院圖書資料室が刊行する法律関係の工具書として『法規暨參考工具書目録』(1997・第6版)、『立法期刊文獻索引彙編』1~4巻(1996)、『法律沿革全書』1~9巻、同補編(1年分毎に民國90年1月分まで刊行、各法律の改正状況を解説)、『法律條文主題彙編』1~13巻(1991)、また政府出版物の目録として『中華民國政府出版品目録彙編』(國家圖書館・1999)がある。しかしながらいずれも各HPでの検索が容易となっており、こうした冊子体資料の情報は現在参照するには既に古くなっている。

法律の編纂・修正をめぐる議論を知る上では司法行政部民法研究修正委員會編『中華民國民法制定史料彙編』(司法行政部・1976)、法務部刑法研究修正委員會『刑法總則研究修正資料彙編』(法務部・1998(再版))を始めとした資料集も参考になる。また『民事訴訟法修訂資料彙編』(五南圖書出版・2000)、『公司法修訂資料彙編』(五南圖書出版・2001)等一般出版社からの刊行物もある。最近ではこうした立法過程の議論が積極的に出版されており⁽³⁶⁾、研究にあたってまず注目すべき資料の一つとなっている。

各機関の沿革を知る上では『重修臺灣省通志 卷七 政治志法制篇』(臺灣省文獻委員會・1990)⁽³⁷⁾、当事者自身による紀要として『法務部史實紀要1・2』(法務部・1990)、『司法院史實紀要1~4』(司法院・1982、1985、1989)、さらに『中華民國史法律志(初稿)』(國

史館・1994)、『臺北市志 卷三 政制志司法篇』(臺北市文獻委員會・1988)、王泰升『臺灣檢察史』(法務部・2008)、図録として司法院司法行政廳『百年司法【司法・歴史的人文對話】』(司法院・2006)、王泰升他『歴史印記 百件珍貴獄政檔案』(法務部・2009)、司法院司法行政廳『臺灣總督府檔案 司法文書選集』(司法院・2010)、司法院參事室編『法院的故事 凝聚司法記憶與情感的精彩故事』(司法院・2014)がある。

法律関係の論文検索目録としては『中文法律論文索引』(東吳大學・紙媒体は2001まで)があり、その後DB化されたが他のDBの利便性に押されて現在ほぼ休止している⁽³⁸⁾。しかし2000年までの法律論文を検索するには最も有用な目録である。また雑誌『月旦法學』や『台湾(本土)法學雜誌』の巻末にも速報が掲載される。

近年、行政院科技部人文社會科學研究中心(<http://www.hss.ntu.edu.tw/>)により臺灣社會科學引文索引資料庫(Taiwan Social Sciences Citation Index, TSSCI)の策定が進められ、高水準にあると認定された学術雑誌が選定されている。法学分野では『National Taiwan University Law Review』(國立臺灣大學法律學院)、『中研院法學期刊』(中央研究院法律學研究所)、『中原財經法學』(中原大學法學院財經法律學系)、『公平交易季刊』(公平交易委員會)、『東吳法律學報』(東吳大學)、『政大法學評論』(國立政治大學法學院)、『國立中正大學法學集刊』(國立中正大學法律學系)、『國立臺灣大學法學論叢』(國立臺灣大學法律學院)、『臺北大學法學論叢』(國立臺北大學法律學院)、『輔仁法學』(輔仁大學法律學院)、『興大法學』(國立中興大學法律學系)がTSSCIを獲得している(2019年現在)。

その他の主な法学関係雑誌には『刑事法雜誌』(刑事法雜誌社)、『法令月刊』(法令月刊社)、『法律評論』(朝陽大學法律評論雜誌社、2003年末停刊)、『法學叢刊』(法學叢刊雜誌社)、『憲政時代』(中國憲法學會)、『法制史研究』(中國法制史學會)、『東海大學法學研究』(東海大學法律學系)などがある。商業誌として『月旦法學』(元照出版)、『台灣法學雜誌』(継続前誌は『台灣本土法學雜誌』、台灣本土法學雜誌社)は重要な位置を占めている。

また行政院科技部は日本における科研費に相当するような国家レベルの学術補助を行っている。これも台湾での研究動向を知る上で一助となる。研究題目については「科技部學術補助獎勵查詢」(<https://wsts.most.gov.tw/STSWeb/Award/AwardMultiQuery.aspx>)から「科技部補助研究計畫」をクリックすれば検索が可能である。

また日本語で台湾現行法の概要を紹介した書籍はビジネス関係で散見される⁽³⁹⁾ほか、入門書として蔡秀卿・王泰升『台湾法入門』(法律文化社・2016)が最近出版された。

V-iv-2 : 電子媒体資料関連

台湾の各政府機関等のHPについては、国立国会図書館リサーチ・ナビにある台湾のページ(<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/link-twn01.php>)にリンクがまとめられており大変便利である。(本稿との関連では同リサーチ・ナビのトップ>調べ案内>歴史・地理>歴史と進むと現れる「台湾の公文書(档案)を調べる(1)明清~日本統治期」・「台湾の

公文書（档案）を調べる（2）第二次大戦後」・「台湾所在の植民地期日本関係資料の調べ方」にも大変有用な情報がまとめられている。）また大使館にあたる台北駐日経済文化代表處 (<https://www.roc-taiwan.org/jp/>) にもリンク集がまとめられている。

現代法の検索には司法院の HP (<http://www.judicial.gov.tw/>) 上の検索システムが特に充実している（「司法院法學資料検索系統」(<https://law.judicial.gov.tw/>) で法規・解釋・判例・一二審判決などが検索可能。）。立法院 (<http://www.ly.gov.tw/> 内にある議案查詢>法律查詢>「立法院法律系統」(<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>))、立法院國會圖書館 (<http://npl.ly.gov.tw/>)、法務部 (<http://www.moj.gov.tw/> 内にある「全國法規資料庫」(<https://law.moj.gov.tw/>)) の HP も参照されたい。また各部の HP に管轄する分野の法令検索システムがおかれる場合がある。大法官については司法院大法官 HP (<http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/>) も参照されたい。

また各研究機関の HP も利用価値が高い。中央研究院法律學研究所 (<http://www.ias.sinica.edu.tw/>) は準備段階を経て 2011 年正式に中央研究院の研究所として発足、各大学研究機関とともに台湾法研究の中心の一つとして機能している。

旧来から台湾法研究を担ってきた三大国立大学である臺灣大學法律學院 (<http://www.law.ntu.edu.tw/>)、政治大學法學院 (<http://www.law.nccu.edu.tw/>)、臺北大學法律學院⁽⁴⁰⁾ (<https://www.ntpu.edu.tw/college/e1/>) は現在も台湾を代表する研究機関である。他に法学部を設置している有力大学としては東吳大學 (<http://www.scu.edu.tw/>)、輔仁大學 (<http://www.fju.edu.tw/>) などがある。

実証研究関係の DB としては臺灣大學法律學院主導で研究・資料提供を行う臺灣法實證研究資料庫 (<http://tadels.law.ntu.edu.tw/>) があり、HP>法實證研究資料庫より各種 DB（日治時期統計資料庫、法律文件資料庫、法律影像資料庫、影像視聽檔案資料庫、法律與社會變遷調查資料庫、臺灣戰後中小學法治教育影像資料庫）にアクセス出来る。

民間の法学関係 DB としては法源法律網 (<http://www.lawbank.com.tw/>)、植根法律網 (<http://www.rootlaw.com.tw/>)、月旦法學知識庫 (<http://www.angle.com.tw/> から「月旦法學知識庫」をクリック)、華藝線上圖書館 (<http://www.airtilibrary.com/>)、HyRead 台灣全文資料庫 (<http://www.hyread.com.tw/>) がある。それぞれ無料で閲覧可能な部分もあれば、会費納入後使用可能となる部分もある。詳細は各担当へ問い合わせられたい⁽⁴¹⁾。

最近では現行法の条文を手軽に調べられるように、スマートフォンやタブレット向けに六法のアプリが開発されている。中には無料で利用出来るものがあり、例えば「法源法典（基礎六法）・（大六法）」(iOS/Android 対応、法源資訊、2019 年現在無料) や「S-link 台灣六法全書（精簡版）・（完整版）」(iOS/Android 対応、六法資訊、2019 年現在精簡版のみ無料) があり、各法令の条文・大法官解釋等を調べることが出来る。

台湾では電子書籍の利用も近年盛んになってきている。プラットフォームとしては、Google Play 圖書 (https://play.google.com/store/books?hl=zh_TW)、樂天 Kobo (<https://>

www.kobo.com/tw/)、 博客來 (<https://www.books.com.tw/>)、 Readmoo 讀墨 (<https://readmoo.com/>)、 Pubu (<https://www.pubu.com.tw/>) などがあり、電子書籍を購入出来る。

おわりに

以上の紹介は最低限の簡便な内容に止めるべく心がけたため、あるいは情報量に不満を持つ方も多いかと恐れるが、特に前提知識を持たない方を対象としたためであることをご了承くださいただければ幸いです。また他分野の情報については疎漏を免れない。各研究者が必要に応じて調査し、その情報の蓄積・共有が継続して行われることが望ましい。

註

- (1) 台湾銀行經濟資料室については後藤武秀「台湾銀行經濟研究室所蔵資料簡介」(法史学研究会会報 3・1998)に譲る。台湾銀行所蔵の文書については既に DB 化されており、「臺灣銀行所蔵日治時期文書」で見ることが出来る(後述の中央研究院台灣史研究所 HP 参照)。また法務部調査局については三品英憲「台湾・法務部調査局資料室紹介」(近きに在りて 42・2002)参照。なお法務部調査局特蔵室の貴重資料につき中央研究院近代史研究所が電子化する合意が締結され(「調査局の中国大陸に関する史料、中央研究院がデジタル化して保存・公開へ」(TAIWAN TODAY 2019 年 3 月 26 日配信、<https://jp.taiwantoday.tw/>よりニュース>文化・社会>2019 参照)、今後 DB が構築されるものと思われる。
- (2) パソコンでの中国語処理に関する文献の初歩的なものとして漢字文獻情報処理研究会編『電腦中国学入門』(好文出版・2012)があるが、やはり古くなってしまった感を拭えない。より詳しくは同会刊行の雑誌『漢字文獻情報処理研究』や同会 HP (<http://jaet.sakura.ne.jp/>) の提供する情報を参照されたい。
- (3) 書籍目録としては國立中央圖書館臺灣分館推廣輔導組編『臺灣文獻資料聯合目錄初稿』(國立中央圖書館臺灣分館・1991)は書名索引・著者名索引を有するが筆画順掲載であり主題別の網羅的検索には不向き。國立中央圖書館臺灣分館閱覽典藏組編『中文臺灣資料目錄』(國立中央圖書館臺灣分館・1993)は臺灣分館所蔵の台湾関係中文書の目録。ほか小規模なものに王世慶編『臺灣研究中文書目(史地之部)(社會科學之部)』(環球書社・1976、1978)、黃士旂『臺灣研究要目(1945-1989)』(捷幼出版社・1991)などがある。

論文の目録としては『中華民國期刊論文索引彙編』(1978~1992)が基本的な目録であり、國家圖書館の DB「臺灣期刊論文索引系統」はこれに依拠する(DB化のため紙媒体での目録刊行は民國 80 年度分で終了)。また台湾に関する研究の目録として國立中央圖書館臺灣分館參考服務組編『館藏臺灣文獻期刊論文索引』(清末~民國 39、40~49、50~59、60~69、70~74、75~79、80~82、83~84 年の 8 冊)(國立中央圖書館臺灣分館・1991~1999)が便利。また臺灣省文獻委員會整理組編『臺灣文獻分類索引』(臺灣省文獻委員會・1961~1994)は新聞雑誌記事を広く拾うが、項目は通志稿のそれであり

主題によっては検索困難。高賢治・劉燕麗『臺灣地區文獻會期刊總索引』(龍文出版社・1989)は台湾内の各地方文献の目録。経済分野では袁坤祥・馬景賢編『經濟論文分類索引』(全2巻)(成文出版社・1967)、袁坤祥・馬景賢編『財政論文分類索引』(成文出版社・1967)、袁坤祥・馬景賢編『貨幣金融論文分類索引』(成文出版社・1967)がある。国立政治大學社會科學資料中心編『中文期刊人文暨社會科學論文分類索引』(政治大學社會科學資料中心・1969～)、国立臺灣大學圖書館編『中文期刊論文分類索引』1～17輯(臺灣大學圖書館・1960～1982)は両大学により早期に刊行された文献目録。人文社会科学一般では他に『中華民國人文社會科學期刊論文索引暨摘要』(第1巻第1期～第6巻第2期)(行政院國家科學委員會・1991～1996)、国立中央圖書館編『中國近二十年文史哲論文分類索引』(国立中央圖書館・1970)、楊國雄・黎樹添合編『現代論文集文史哲論文索引』(香港大學亞州研究中心・1979)、新聞記事に関するものには国立政治大學社會科學資料中心編『中文報紙論文分類索引』民國51～65年(政治大學社會科學資料中心・1966～)、国立中央圖書館編『中文報紙文史哲論文分類索引』(国立中央圖書館・1971)などがある。雑誌の所蔵については国立中央圖書館編『中華民國中文期刊聯合目錄』上下(国立中央圖書館・1980、1982(第2版))がある。

- (4) 詳細は頼永祥編訂『中國圖書分類法』(文華圖書館管理資訊・2001)参照(1968年2版、1981年6版、1989年7版で番号末尾部分につき改定、さらに2001年増訂8版が公刊されている)。劉國鈞による中國圖書分類法(1929年)に頼永祥が増訂を加えたものである。分類は百の位が總表(0:總類、1:哲學類、2:宗教類、3:科學類、4:應用科學類、5:社會科學類、6-7:史地類、8:語文類、9:藝術類)を示し、十以下の位が下位分類を示す形で細分化されて行く。例えば5(社會科學類)→58(法律)→580(法律總論)→580.9(法制史)→580.92(中國法制史)という具合である。分類の内、法学関係の上3桁は580法律總論、581憲法、582中國法規彙編、583各國法規、584民法、585刑法、586訴訟法、587商事法、588行政法、589司法制度である。國際法は579で57(政治)の範疇に分類される。また、中國法制史に関するものは580.92のみでなく、例えば582.1歷代法規彙編、585.6刑律論などにも散在する。
- (5) 詳細は何日章『中國圖書十進分類法』(自版・1965(第3版))参照。百の位が總表(0:綜合部、1:哲學部、2:宗教部、3:社會科學部、4:語言文字學部、5:自然科學部、6:應用科學部、7:藝術部、8:文學部、9:史地部)を示し以下細分化されていく。例えば3(社會科學部)→35(法律)→350(法律學總論)→350.9(法制史)という具合である。分類の内、法律関係の上3桁は350法律學總論、351憲法、352中國法規、353各國法規、354民法、355刑法、356訴訟法、357商法、358司法制度、359國際法である。355.3刑律という分類も立っている。
- (6) 『中文圖書分類法』(國家圖書館・2007)参照。
- (7) 所蔵資料に関する冊子体の目録として国立故宮博物院編『国立故宮博物院清代文獻檔案總目』(国立故宮博物院・1982)、国立故宮博物院編『国立故宮博物院善本舊籍總目』(国立故宮博物院・1983)がある。故宮博物院所蔵の檔案については莊吉發『故宮檔案述要』(国立故宮博物院・1983)、莊吉發『故宮博物院典藏清代臺灣司法檔案』(法制史研究[台北]2・2000)、また奏摺制度については莊吉發『清代奏摺制度』(国立故宮博物院・1979)にあたっておくとよい。

- (8) 概要は國家圖書館閱覽組編『國家圖書館 日文臺灣資料目錄』(國家圖書館・1997) 参照。
- (9) 同所所蔵の法制史関係檔案の紹介として賴惠敏「中央研究院近代史研究所圖書館藏的清代法制史檔案簡介」(法制史研究 [台北] 2・2001) がある。また外交檔案の状況については川島真「加速する台湾における文書公開——中国外交檔案の保存公開に関する現況とともに」(Intelligence 3・2003) 参照。
- (10) 張國東『走進日治臺灣時代 總督府圖書館』(台灣古籍出版・2006) 参照。總督府圖書館の分類法については張國東「和漢書分類法之研究」(國立中央圖書館臺灣分館館訊 13・1993) など参照。蔵書については總督府圖書館時代の目録(臺灣總督府圖書館編『臺灣總督府圖書館和漢圖書分類目錄』(臺灣總督府圖書館・1918~1940)、臺灣總督府圖書館編『臺灣總督府圖書館增加和漢圖書分類目錄』(臺灣總督府圖書館・1924~1929) など)、また台湾関係部分のみを抽出した國立中央圖書館臺灣分館閱覽典藏組編『國立中央圖書館臺灣分館 日文臺灣資料目錄』(國立中央圖書館臺灣分館・1980) なども参照、ただし同目録は線装書を収録しないので必要に応じ臺灣省立臺北圖書館編『臺灣文獻資料目錄』(臺灣省文獻委員會・1958) も参照。なおその両者にも掲載されていないものがマイクロフィルム化されている場合がある。カウンターにて問い合わせられたい。なお、それにも掲載がないものが日本統治時代の目録には散見されるが、その所在は不明。
- (11) 張國東「日據時期南方資料館之研究」(國立中央圖書館臺灣分館館訊 16・1994) 参照。目録として國立中央圖書館臺灣分館閱覽典藏組編『館藏南洋資料目錄 原南方資料館日文圖書』(國立中央圖書館臺灣分館・1994) があり、南方資料館独自の十進法分類に拠っている。
- (12) マイクロフィルムの目録として國立中央圖書館臺灣分館參考組編『館藏資料微縮目錄』(國立中央圖書館臺灣分館・1995) があった。
- (13) 國立中央圖書館臺灣分館編『國立中央圖書館臺灣分館館藏中文圖書目錄—民國元年至 38 年—』(國立中央圖書館臺灣分館・1982)、國立中央圖書館臺灣分館編『國立中央圖書館臺灣分館館藏中文期刊人文社會科學論文分類索引 (清末至民國 38 年)』(國立中央圖書館臺灣分館・1979)、國立中央圖書館臺灣分館編『國立中央圖書館臺灣分館館藏期刊報紙目錄 (清末至民國 38 年)』(國立中央圖書館臺灣分館・1975)、線装本には國立中央圖書館臺灣分館編『國立中央圖書館臺灣分館線装書目錄』(國立中央圖書館臺灣分館・1984) がある。
- (14) これに伴ってか、旧歴史系、特蔵系、日本研究、南方資料、旧國際十進法分類圖書などの旧所蔵区分に応じた旧来の図書カードは閱覽室から撤去されたようである。この作業において相当の行方不明本の存在が明らかとなっていたが、それらが新目録でどのように処理されたかについて筆者は詳細を確認していない。旧来の國立臺灣大學圖書館編『臺灣大學舊藏日文臺灣資料目錄』(國立臺灣大學圖書館・1992) や國立臺灣大學台灣研究社編『國立臺灣大學農業經濟學系圖書館 日文臺灣資料目錄』(國立臺灣大學農業經濟學系・1990 (再版))、國立臺灣大學台灣研究社編『國立臺灣大學人類學系圖書館藏 日文臺灣資料目錄』(國立臺灣大學人類學系・1989) などは網羅的検索の際には未だ幾許かの利用価値を有するかもしれないが、運悪く行方不明本に当たってしまった場合は閱覽不能である。図書館学から言えば、現在仮に行方不明であるとしても旧来このような蔵書を有したという情報それ自体も意味のあるものであり、その意味では旧来のカード・目録等の保存が望まれる。例えば臺灣大學旧歴史系所蔵図書は戦前台

南で博物館長をしていた斎藤悌亮から歴史学系の教授であった桑田二郎に寄贈された斎藤文庫をその一つの母体とし、独自分類と思しき5桁の番号での分類が施されているが、その分類表の所在は不明とのことである(以上曹永和氏談)。この分類が中国圖書分類法で置き換えられたため、文庫としての一体性は解体されるに至っている。

- (15) 詳しくは王泰升編『國立臺灣大學法律學院院史』(國立臺灣大學法律學院・2002) 参照。外に簡史として陳俐甫「臺北高等商業學校沿革」(臺北文獻 95・1991)、陳昭如・傅家興「文政學部—政學科簡介」(Academia—臺北帝國大學研究通訊—1・1996)、陳昭如「初探臺北帝大政學科的法學教育與法學研究」(Academia—臺北帝國大學研究通訊—2・1997) がある。また旧法學院圖書館の台湾関連の書籍目録として國立台灣大學法學院圖書分館・國立台灣大學台灣研究社編『國立臺灣大學法學院舊藏日文臺灣資料目録』(國立台灣大學法學院・1992) がある。
- (16) 國史館をめぐる最新の情況については川島真「台湾の檔案館とその政治・社会的地位」(歴史学研究 960・2017) 参照。國史館を中心とする外交関係・中華民國政府関係資料等については川島真「中華民國國史館所藏檔案の概観」(近きに在りて 25・1994)、同「日本と台湾における清末民初留日学生関係史料：中国留日学生監督處文獻・外務部檔案・教育部檔案」(中国研究月報 48-7・1994)、同「中華民國外交檔案保存・公開の現状」(近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER 6・1994)、同「台湾における新公開檔案：1920~40年代国民政府・国民党檔案を中心に」(中国研究月報 50-4・1996)、同「戦後台湾の行政文書・党務文書公開の現状」(若林正文監修『台湾における台湾史研究：制度・環境・成果 1986-1995』(交流協会・1996))、同「“新公開”された戦前・戦後台湾行政文書および党務文書」(アジア経済 38-1・1997)、同「台湾における史料公開状況：外交部檔案資訊処・国防部史政局を中心に」(近代中国研究彙報 19・1997)、同「台湾における日中戦争関係史料の保存・公開状況」(軍事史学<日中戦争の諸相>130/131・1997) を参照。
- (17) 台湾における檔案行政については川島真「台湾の公文書管理と政治」(安藤正人・久保亨・吉田裕編『歴史学が問う 公文書管理と情報公開』(大月書店・2015) 所収)、同「「歴史」をめぐるガバナンスと文書管理」(年報行政研究 44・2009) 参照。
- (18) 台北における古書店の歴史と現状については李志銘『半世紀舊書回味』(群學出版社・2005) 参照。
- (19) 邱澎生「中央研究院歷史語言研究所「法律史研究室」簡介」(法制史研究 [台北] 1・2000) 参照。
- (20) マイクロフィルムで東京大学法学部研究室図書室に所蔵されている。また淡新檔案に関しては滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識—訴訟案件に現われる文書の類型」(『東洋法史の探究 島田正郎博士頌壽記念論集』(汲古書院・1987))、同「清代州縣衙門における訴訟をめぐる若干の所見—淡新檔案を史料として」(法制史研究 37・1987) が必読文献となる。
- (21) 黄靜嘉『日據時期之臺灣殖民地法制與殖民統治』(自版・1960)、同『春帆樓下晚濤急』(臺灣商務印書館・2002、前著を大幅に増補改訂したもの)、王泰升『台灣日治時期的法律改革』(聯經出版・1999、和訳に後藤武秀・宮畑加奈子訳『日本統治時期台湾の法改革』(東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター・2010) があるが、同翻訳については加藤雄三氏による書評(法史学研究会会報 15・2011) を必ず参照されたい)、同『台灣法律史的建立』(國立臺灣大學法學叢書編輯委員會・1997)、同『台灣

- 法的斷裂與連續』(元照出版・2002)、同『台灣法的世紀變革』(同・2005)、同『追尋臺灣法律的足跡』(五南出版社・2016(第3版)、初版は2006)、同『以台灣為主體的法律史研究』(元照出版・2007)、同『具有歷史思維的法學』(元照出版・2010)、同『臺灣法律現代化歷程』(中央研究院臺灣史研究所・國立臺灣大學出版中心・2015)、台灣法律史學會主編『台灣法律史的探究及其運用』(元照出版・2016)、王臺升『台灣法律史概論』(同・2017(第5版)、初版は2001)など。
- (22) 詳細は『外地法制誌』第五卷「日本統治下50年の台湾」第三章法令制度などを参照されたい。また中村哲『植民地統治法の基本問題』(日本評論社・1943)など当時の文献も大いに役立つ。
- (23) 日本国内では所蔵のないものも多い。国立中央圖書館臺灣分館『日文臺灣資料目録』(国立中央圖書館臺灣分館・2000)所収のものも利用しながら資料を収集されることを勧めたい。
- (24) 王泰升主編『跨界的日治法院檔案研究』(元照出版・2009)参照。
- (25) 例えば以下のようなものがある。北海道大学附属図書館『旧外地関係資料目録—朝鮮・台湾・満州(東北)—(明治～昭和20年)』(1975)、横浜国立大学経済学部附属貿易文献資料センター『横浜国立大学経済学部附属貿易文献資料センター所蔵旧制横浜高等商業学校収集資料目録』(2001)、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター『日本帝国領有期台湾関係統計資料目録』(1985)、滋賀大学経済学部経営研究所『滋賀大学経済学部備付台湾・南方・樺太資料目録』(1985)、山口大学経済学部『山口大学経済学部東亜経済研究所東亜関係蔵書目録 和漢書分類の部・書名索引の部・著者名索引の部・洋書の部』(1988～1990)、松本陸樹・江頭紀代美「長崎大学東南アジア研究所所蔵 旧植民地関係機関等刊行物について」(一)台湾編(経営と経済73-2・1993)、大分大学経済研究所『大分大学経済研究所所蔵 戦前期文献目録』(I・II・III)(1986、1987、1987)。
- (26) 簡単な紹介として拙稿「東京大学法学部図書館の漢籍、及び台湾関係資料について」(東洋法制史研究会通信14・2005、http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/14_ns.htm)を参照されたい。
- (27) その経緯に関する情報を整理したものに鄭政誠『臺灣大調査—臨時臺灣舊慣調査會之研究』(博揚文化事業・2005)がある。
- (28) ひとつの試みとして拙著『『臺灣私法』の成立過程』(九州大学出版会・2009)を参照。
- (29) 同時代において中華民國法を扱った研究に滿鐵調査資料、支那國治外法權撤廢問題調査資料、中華民國法制研究會などによるものがある。中華民國法制研究會については拙著『近代中華民國法制の構築』(九州大学出版会・2018)第六章を参照。この研究会によって出版された中華民國各法典についての詳細なコメントは(勿論それ自体の学術的価値は高いけれども)、台湾の現行法の解釈に直接に役立つ訳ではない。
- (30) 旧日本軍及び共産党勢力との対抗のための体制がとられた時期を指して言う。
- (31) 鈴木賢「台湾」(指宿信・米丸恒治編『インターネット法情報ガイド』(日本評論社・2004)所収)、同「台湾の法曹制度」(広渡清吾『法曹の比較法社会学』(東京大学出版会・2003))、簡玉聰「台湾」(鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会・2009)所収)などを参照されたい。

- (32) 少年事件処理法第 83 條、性侵害犯罪防治法第 13 條によりそれぞれ公開が禁じられている。その他の民刑事事件は今のところ実名で公開されているため、利用の際にはプライバシー保護の観点からの配慮が必要である。
- (33) 司法院による『司法院大法官會議解釋彙編』（司法院秘書處・1984（4 版））『司法院大法官會議解釋續編』（1-5）（司法院秘書處・1991）もあるが、民間出版物の方が容易に入手出来る。また主要な六法にも収録されている。
- (34) 『台灣省犯罪統計』から『台灣刑案統計』、さらに『台閩刑案統計』となり、その後現在の名称へと改称している。
- (35) 『司法統計提要』（民國 69～92 年）より現在の名称へと改称している。
- (36) 例えば民法では法務部編『法務部民法研究修正委員會會議紀錄 財產法組（1～69）』（法務部・1997～）、法務部民法研究修正委員會主編『法務部民法研究修正委員會物權編研究修正小組會議資料彙編（1～37）』（法務部・1989～）、法務部『民法親屬編研究修正實錄（重婚效力・裁判離婚原因及其效果部分）』（法務部・2002）、同『同（結婚形式要件・重婚效力・男女平權及爲子女利益等部分）』（同・2004）、同『同（夫婦財產制部分上下）』（同・2002）、同『同（收養部分）』（同・2005）などがある。また刑法では本文で挙げたほかに法務部刑法研究修正委員會『刑法分則研究修正資料彙編』（法務部・1998（再版））、『法務部檢討暨改進當前刑事政策研究小組研究資料彙編』（同・1999）、『中華民國刑法總則修正草案公聽會會議紀錄彙編』（同・2001）、『中華民國刑法總則修正草案暨中華民國刑法施行法部分條文修正草案會議資料彙編』（同・2003）、『2005 年中華民國刑法暨刑法施行法修正立法資料彙編上下』（同・2005）、『台灣高等法院暨所屬法院因應新修正刑法施行法座談會彙編』（台灣高等法院・2006）などがある。いずれも立法過程の詳細な議論を窺うに足り、このような資料を出版という形で公開し後世に残すことは、台湾の人々にとって自らの立法作業を検証可能なものとする上で大変良いことである。
- (37) 臺灣省文獻委員會発行の通志は『臺灣省通志稿』、『臺灣省通誌』、『重修臺灣省通志』と版を変えており、記述内容が前後の版本で異なる場合がある。なお臺灣省文獻委員會作成の文献目録で同会『臺灣省通志稿』の編目に沿った分類がなされている場合がある。
- (38) 李明俠『中文法律論文索引』二三事（東吳大學圖書館館訊 19・2004）参照。また『中文法律論文索引』を元に分野別に整理した目録に袁坤祥編『1947—1999 民法總則債編物權親屬繼承 法律論文分類索引』（2001.11・東吳大學）、袁坤祥編『1947—1998 公司法票據法海商法保險法 法律論文分類索引』（2000.7・東吳大學）、袁坤祥編『1947—2000 刑法 法律論文分類索引』（2002.12・東吳大學）がある。
- (39) 奥田健人『わかる!! 台湾ビジネス Q&A（2020 年改訂版）』（メディアパル・2019、初版は 2012）、遠藤誠・紀鈞涵『台湾ビジネス法務の基本がよ〜くわかる本』（秀和システム・2014）、黒田法律事務所『88 の事例でひもとく台湾法 Q&A』（カナリア書房・2011）、白石常介『経営者のための 台湾への投資・会計・税務』（税務経理協会・2010）、フォルモサン・ブラザーズ法律事務所『台湾ビジネスのための法務のすべて』（エヌ・エヌ・エー・2009）など参照。後藤武秀『台湾法の歴史と思想』（法律文化社・2009）については拙評（法史学研究会会報 14・2010）を参照されたい。

- (40) 臺灣省立法商學院、中興大學法商學院を経て 2000 年に正式に國立臺北大學法律學院として成立した。大変ややこしいことに分離独立した残りの中興大學が 2003 年に財經法律學系、2010 年に改めて新しく法律學系を立ち上げているが、旧來の中興大學法商學院の流れを汲むのは臺北大學法律學院である。
- (41) 法源法律網では月旦法學資料庫との間に著作権紛争がある旨述べられている。利用にあたって注意が必要となるかもしれない。

(九州大学大学院法学研究院教授・九州大学大学院法学府博士後期課程)